

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 7 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 7 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町自転車競技場設置条例 (使用料)</p> <p>第 7 条 競技場の使用許可を受けた者 (以下「使用者」という。) は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料は、使用を許可する時に徴収する。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 10 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町自転車競技場設置条例第 10 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町自転車競技場設置条例 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第 10 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事由により競技場を使用させることができなくなったとき。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日